

事務局報告にかかる議事概要

1 開催日時及び場所

平成24年10月31日（水）定例教育委員会終了後、午後3時05分～午後3時35分
県図書館 特別会議室

2 出席者

教育委員会定例会出席者に同じ

3 事務局報告の概要

- (1) 平成24年度第4回岐阜県議会定例会における審議結果について
- (2) 平成24年度第4回岐阜県議会教育警察委員会の概要について

教育総務課長が県議会定例会における審議結果及び教育警察委員会の概要について説明し、意見交換を行った。

(委員からの主な意見等)

- ・福井県における東海北陸ブロック教育委員全員協議会において、いじめについて、各県での取り組みの報告や意見交換を行った。いじめには、軽いものから重いものまで色んなレベルのものがあ、ケースバイケースで、起きた後と未然に防止することの両方が必要であると発言してきた。特に岐阜県では、いじめの認知件数が他県と比べて比較的多いという特色があり、これは、きちんと調べているためであるが、大切なのは、子どもたちとコミュニケーションが取れ、子どもたちの顔をちゃんと見ることであると思う。
- ・スポーツ振興に関する条例に関連して、議員立案の条例は、教育委員会関係では過去に事例はあるか。

(教育総務課長から補足説明)

（他部局では事例があるが、教育委員会が関係するものでは、事例がない。）

- ・スポーツ振興に関する条例に関連して、議員立案の条例に対して、教育委員会の意見や意向は反映されるのか。

(教育総務課長から補足説明)

（手続としては、県議会からの提案となるが、条例案の検討に際しての県議会と執行部との意見交換の場などの機会をとらえて、十分な摺合せをしていく。）

- (3) 平成25年度使用教科用図書採択結果について

学校支援課長が、平成25年度使用教科用図書の採択結果について報告した。

(特に意見なし)

- (4) 本県における新たな重要伝統的建造物群保存地区の選定について

社会教育文化課長が、郡上市八幡北町伝統的建造物保存地区が、新たに、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されることを報告し、意見交換を行った。

ホームページ公開

(委員からの主な意見等)

- ・保存地区に選定されると国からの補助等が行われるのか。

(社会教育文化課長から補足説明)

国は、市町村が行う地区内の建物の保存修理等に対する事業、所有者が行う保存修理等へ市町村が補助する事業へ補助する。また、防災等の事業や標識、説明板等の設置に対する補助のほか、税の優遇措置もある。

- ・保存地区に選定されると建物の改修等が制限されるのか。制限される場合、街並みを保存していくのに、地域の住民に負担がかかり、住民によって熱心さに温度差がある場合は、県や市町村が支援をしつかりしないとトラブルになるのではないかと。

(社会教育文化課長から補足説明)

建物の改修は、景観に合わせるなどが必要になり、一定の制限がある。保存地区は、国、県から一方的に行うものでなく、市町村は、関係住民に対して理解を得られるよう制度等を十分に説明し、合意を得ている。保存地区は、市町村が計画等を策定し、条例制定を経て、国への申し出により選定される。県は、指導や助言を行っている。

- ・保存地区に選定されるプロセスについて、地元から声が上がってくるのを待つのか。

(社会教育文化課長から補足説明)

国が保存地区として選定するまでのプロセスについては、地元の住民と市町村の取組みが基本となるが、県からの助言も行う。

(5) 第67回国民体育大会「ぎふ清流国体」及び第12回全国障害者スポーツ大会「ぎふ清流大会」の開催結果について

教育総務課長から両大会の開催結果について報告した。

スポーツ健康課教育主管から「ぎふ清流国体」について岐阜県選手団の成績を中心に報告した。

(特に意見なし)

(6) 平成24年度教育委員行事予定について

教育総務課長から昨月からの変更点について報告した。

(特に意見なし)

(7) 企画展等の開催について

教育総務課長から「岐阜-ふるさとを学ぶ日(文化施設の無料開放)」、「ふるさと教育表彰受賞校活動紹介展」、「麗しのマイセン人形展」及び「岐阜県美術館の歴史30年の歩み展」の開催について報告した。

(特に意見なし)

以上